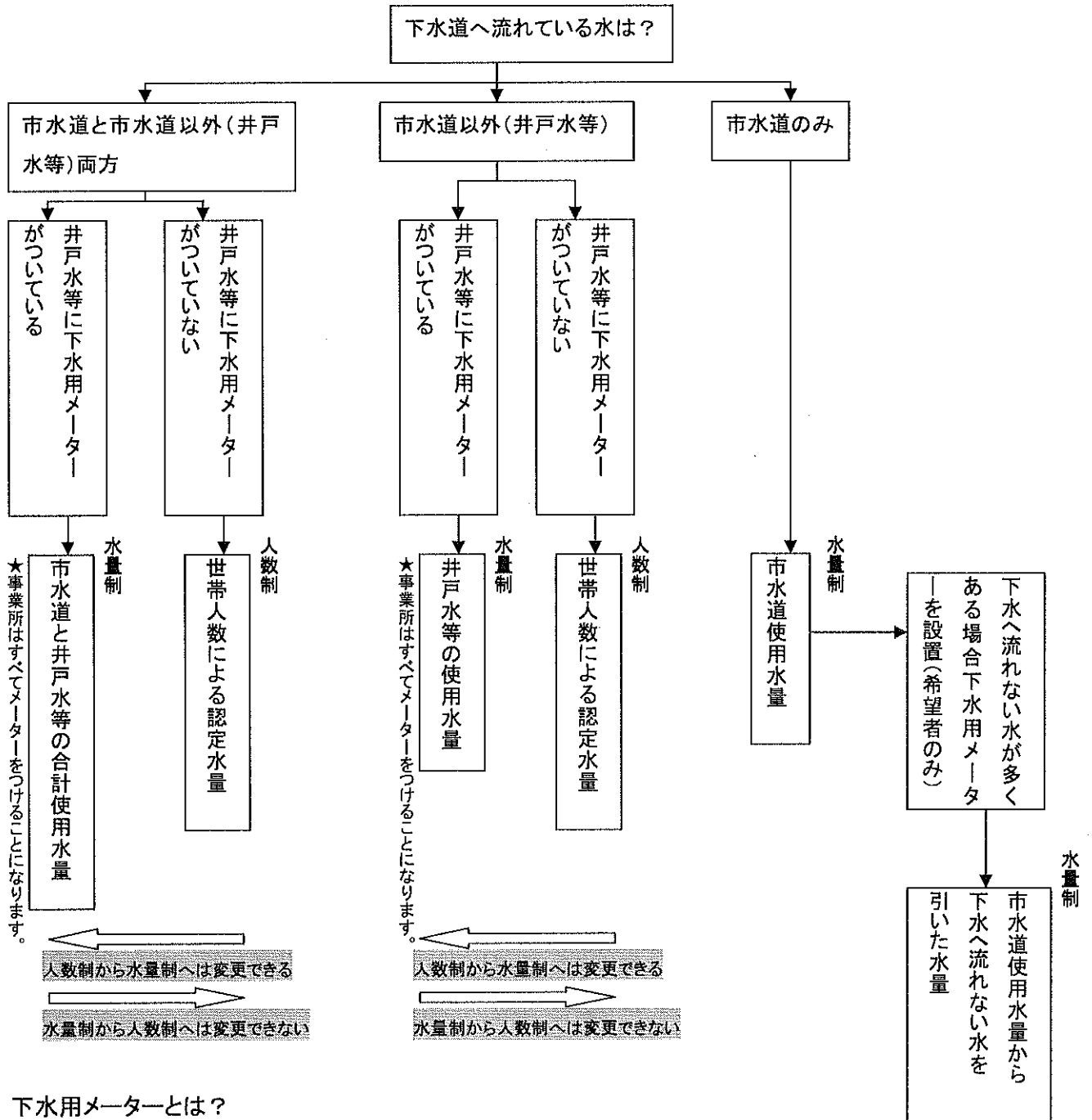


●下水道(浄化槽)使用料

下水道を使い始めると、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納付いただくことになります。汚水の量は、直接計ることができませんので使用された水量によって計算します。使用料は、下水施設の運転管理や清掃、修繕をするための維持管理費にあてられます。

すべての下水道使用料(公共下水・特定環境公共下水・農業集落排水・コミュニティプラント)に適用します。市が管理している合併浄化槽も同じ使用料になります。

使用水量はどうやって決めるの？



下水用メーターとは？

- ・市水道以外(井戸水等)の水量を計る場合
 - ・下水へ流れない水量を計る場合にに取り付けることができるメーターです。
- 下水用メーターを取り付けた場合、使用料に下水用メーター使用料が加算されます。

認定水量(2ヶ月分)

世帯人数	1人	2人	3人	4人目から
2ヶ月分の認定水量	16m ³	30m ³	46m ³	1人につき12m ³ を加算

世帯人数は住民票の人数です。

施設などに長期入所されている場合は減免の対象となりますのでご相談ください。

下水道使用料金(2ヶ月分)

下水道使用料金早見表

基本使用料	超過使用料	
	汚水量	1m ³ につき
20m ³ まで 3,150円 (うち消費税150円)	21m ³ から 40m ³ まで	168円 (うち消費税 8円)
	41m ³ から 60m ³ まで	178.5円(うち消費税 8.5円)
	61m ³ から 100m ³ まで	189円 (うち消費税 9円)
	101m ³ から 200m ³ まで	210円 (うち消費税10円)
	201m ³ から	231円 (うち消費税11円)

下水用メーター使用料(2ヶ月分)

口径	下水用メーター使用料(2ヶ月分)
13mm	252円 (うち消費税 12円)
20mm	336円 (うち消費税 16円)
25mm	441円 (うち消費税 21円)
30mm	1,029円 (うち消費税 49円)
40mm	1,596円 (うち消費税 76円)
50mm	3,108円 (うち消費税 148円)

具体例 その①(水量制で使用水量が 30m³の場合)

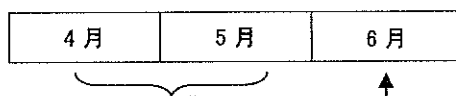
基本使用料	20m ³ まで	3,150円
超過使用料	21m ³ から 30m ³ まで	10m ³ ×168円=1,680円
計		4,830円

具体例 その②(人数制で4人世帯の場合 認定水量 58m³)

基本使用料	20m ³ まで	3,150円
超過使用料	21m ³ から 40m ³ まで	20m ³ ×168円=3,360円
	41m ³ から 58m ³ まで	18m ³ ×178.5円=3,213円
計		9,723円

使用料の納付方法

2ヶ月分を偶数月月末(12月は25日)までに納付していただきます(検針は奇数月)。



- 4月5月使用分を6月末日までに納付していただきます。
- 水量制・・・検針日に「料金のお知らせ」を配りますのでご覧ください。
- 人数制・・・使用開始時や毎年4月に使用料決定通知で金額をお知らせします。

納付方法は、市役所または取扱金融機関へ納付書により「直接納付」していただく方法と、届出の預金口座から納付期限日に自動的に引落のできる「口座振替」の方法があります。口座振替依頼書は、上下水道課または各支所総合窓口課にありますので、ご利用ください。

建設部 上下水道課 TEL 0826-47-1204 高宮支所総合窓口課 TEL 0826-57-0311
 八千代支所総合窓口課 TEL 0826-52-2111 甲田支所総合窓口課 TEL 0826-45-4111
 美土里支所総合窓口課 TEL 0826-54-0311 向原支所総合窓口課 TEL 0826-46-3111

下水道使用料2か月分早見表(税込み)

水量制による下水道使用料

人数制(認定水量)による下水道使用料

使用水量(m ³)	下水道使用料(円)
0~20	3,150
21	3,318
22	3,486
23	3,654
24	3,822
25	3,990
26	4,158
27	4,326
28	4,494
29	4,662
30	4,830
31	4,998
32	5,166
33	5,334
34	5,502
35	5,670
36	5,838
37	6,006
38	6,174
39	6,342
40	6,510
41	6,678
42	6,846
43	7,014
44	7,182
45	7,350
46	7,518
47	7,686
48	7,854
49	8,022
50	8,190
51	8,358
52	8,526
53	8,694
54	8,862
55	9,030
56	9,198
57	9,366
58	9,534
59	9,702
60	9,870
61	10,038
62	10,206
63	10,374
64	10,542
65	10,710
66	10,878
67	11,046
68	11,214
69	11,382
70	11,550
71	11,718
72	11,886
73	12,054
74	12,222
75	12,390
76	12,558
77	12,726
78	12,894
79	13,062
80	13,230
81	13,398
82	13,566
83	13,734
84	13,902
85	14,070
86	14,238
87	14,406
88	14,574
89	14,742
90	14,910
91	15,078
92	15,246
93	15,414
94	15,582
95	15,750
96	15,918
97	16,086
98	16,254
99	16,422
100	16,590

人数	認定水量(m ³)	下水道使用料(円)
1人	16	3,150
2人	30	4,830
3人	46	7,581
4人	58	9,723
5人	70	11,970
6人	82	14,238
7人	94	16,506
8人	106	18,900
9人	118	21,420
10人	130	23,940
11人	142	26,460
12人	154	28,980
13人	166	31,500
14人	178	34,020
15人	190	36,540